赤字解消·激変緩和措置計画(交野市)

都道府県名	保険者 番号	保険者名
大阪府	31	交野市

I. 赤字の発生状況

I-(1)法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。

	<u> </u>	ノドルオントンエマン・ルノルに	次則対けは、人数所の登場による所用すべき法と									
決 算 補 填 等 目 的												
		決算補填等目的のもの 保険者の政策によるもの										
	保険料の収納不	累積赤字補填のた医療費の増加	後期高齢者支援 公債費等、借入金 高額									
	足のため	(b)	金等 利息 金	金 担緩和を図るため 料(税)の軽減額 ため								
	① (円)	② (円) ③ (円)	④ (円) ⑤ (円) ⑥	© (H) ⑦ (H) ® (H) ⑨ (H) ①~⑨ (H)								
	U (11)	© (11)	(1) (a) (1)) (a)									

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

										λ	夬 算 補 填 等	以	外の目的										合計
任	保険料(税)の減 発額に充てるため	地方単	独事業の	保健事	業費に充て		営診療施設に こるため	-	納税報奨金(納付 組織交付金等)		基金積立		返済金		その他	その他	4	その他	その他		小計	•	
5	も領に元 てるだめ	増等	刊复波及	ବାଲେ		元(201201		祖概义刊 並守/					一部負 免額の		多子世帯支援奨 励金		その他 すべきもの)	その他				
(1	① (円)	111	(円)	12	(円)	13	(円)		(円)	15	(円)	16	(円)	17)	(円)	18(円)	19	(円)	20		10~20	(円)	20=①~②(円)
	9,828,849		15,619,000		0			0	0		0		0		171,151	0		0		0	25,	619,000	25,619,000

	(+H)
(A)解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	0
(B)解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	10,000

_ 1 - (2)株エフ	1 - (2) 株上兀川並の 												
繰上充用金	平成27年度 0	平成28年度 0	(C) 新規増加額 0										

H28事業年報の数値に合わせてください。

Ⅰ-(3)赤字類

	(2/	<u> </u>	ця	(TD)
围	定	義	(D)=(A)+(C)	0
大队	反府员	定義	(E)=(B)+(C)	10,000

・ アナケーマ ナー・エー	赤字がある場合で	エボヘヘケヰマダ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	+ + 47 24 + 7	7 P 7 7 A + M
1【作歌手儿】	ボ子かめる場合じ	平503()年度予复	ヘースまじに	ボータ瞬泪はん	5 보 1사사(기/日 ##

■確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。 □赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

▼-(4)赤字の原因

保険料の減免額に充てるため、一般会計からの繰入れを行っていたため。平成30年度より、国民健康保険財政調整基金から支出するよう財源変更を行う。

Ⅱ. 赤字の解消計画

Ⅱ - (1)赤字解消のための基本方針	Ⅱ - (2)赤字解消のための具体的取組

II-(3)赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

MOTOR PARTIES AND											
	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計		
	八多识	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	ны		
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0		
五足外條八切解用了足額(平)	-										
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
繰上充用金の新規増加額	-								0		
解消予定額(率)	-										
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	-	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計 赤字解消予定額(率)	-										
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(総括表 大阪府定義)

			次以下の法定外標人に	いかる項目は別載の内閣	(を日期来訂しま9				
	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	刈 外 会	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
太足外線八切解用了足領(平)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△卦 土 ウ 柳 洲 又 中 姉 (変)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

● 保険料率・・・・・保険料率を激変緩和措置期間中は、賦課割合の率について、次のように変更する。

体ਲ件子と加及機材相直が利用では、過水部目のサデビスがに、人がおいるメディン・ の医療分及び後期分 → 所得割及び均等割の賦課割合を毎年0.5ポイントすってげ、平等割の賦課割合を毎年1ポイントずつ上げる。令和4年度以降は激変緩和期間中に限り保険料 抑制に財政調整基金を活用できるため、均等割を据え置き、平等割を0.5ポイント上げる。

の介護分 → 所得割の賦課割合を毎年1ポイントずつ下げ、均等割の賦課割合を毎年1ポイントすつ上げる。

● 保険料の減免基準・・・・・・府内統一(共通)基準を基本とし、激変緩和期間中は、独自減免として、低所得者減免を行う。方針は下記のとおりとする。財源は国民健康保険財政調整基金から支出する。

・現在、所得が生活保護基準の1.5倍以下の世帯を滅免対象としているが、平成30年度は据え置きとし、平成31年度から生活保護基準にかける倍率を0.1ポイントずつ下げる。 令和2年度から新型コロナウィルス感染症の拡大状況により、低所得者の減免基準を1.3倍以下の世帯に据え置いてきたが、令和5年度においても経済状況が不安定である

ことから1.3倍以下の世帯に据え置く。

・令和6年度に廃止する。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
1 保険料·税区分		<u>平成29年度</u> 料	平成30年度 統一	令和元年度 統一	令和2年度 統一	令和3年度 統一	令和4年度 統一	令和5年度 統一	統一	
	所得割(割合)	8.25%(52%)	8.30%(51.5%)	8.23% (51.0%)	8.50% (50.5%)	8.64% (50.0%)	8.47% (49.5%)	8.47%(49.0%)	統一	平成30年度から、大阪府の示される医療分の賦課割合に統一する と、低所得者への影響が大きくなることから、賦課割合を現行の賦罰 割合から、少しずつ大阪府の示される賦課割合に近づける。 令和4年度は、激変緩和期間中に限り保険料抑制に財政調整基金
2 保険料率	均等割(割合)	29,100円(33%)	28,230円(32.5%)	28,241円(32.0%)	29,611円(31.5%)	30,331円(31.0%)	30,331円(31.0%)	30,331円(31.0%)	統一	「中川4十俣は、郊冬阪州州町十二限ジ床原料坪州・州収調室塗並 を活用できるため、対等割・平等割を令和3年度額に据え置く。 また、令和5年度においては物価高騰など経済状況が不安定である ことから、令和4年度額に据え置く。
(医療)	平等割(割合)	22,200円(15%)	23,170円(16%)	24,996円(17.0%)	27,491円(18.0%)	29,692円(19.0%)	29,692円(19.5%)	29,692%(20.0%)	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	所得割(割合)	2.53%(52%)	2.60%(51.5%)	2.71%(51.0%)	2.76% (50.5%)	2.72% (50.0%)	2.57%(49.5%)	2.57%(49.0%)	統一	平成30年度から、大阪府の示される後期分の賦課割合とすると、低 所得者への影響が大きくなることから、賦課割合を現行の賦課割合 から、少しずつ大阪府の示される賦課割合に近づける。 令和5年度においては物価高騰など経済状況が不安定であることか
2 保険料率	均等割(割合)	9,120円(33%)	8,860円(32.5%)	9,324円(32.0%)	9,541円(31.5%)	9,446円(31.0%)	9,314円(31.0%)	9,314円 (31.0%)	統一	ら、令和4年度額に据え置く。
(後期)	平等割(割合)	6,960円(15%)	7,270円(16%)	8,252円(17.0%)	8,858円(18.0%)	9,247円(19.0%)	9,195円(19.5%)	9,195円(20.0%)	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					がまた 金子に同じての大下はかみたのがあるためを		
	所得割(割合)	2.50%(52%)	2.33%(51.0%)	2.81%(50.0%)	2.84% (49.0%)	2.58% (48.0%)	2.47% (47.0%)	2.47% (46.0%)	統一	平成30年度から、大阪府の示される介護分の賦課割合に統一すると、低所得者への影響が多くなることから、賦課割合を現行の賦課割合から、少しずつ大阪府の示される賦課割合に近づける。令和4年度は、激変緩和期間中に限り保険料抑制に財政調整基金		
2 保険料率	均等割(割合)	9,950円(33%)	14,020円(49.0%)	17,709円(50.0%)	18,581円(51.0%)	17,520円(52.0%)	17,520円(53.0%)	17,520円(54.0%)	統一	を活用できるため、均等割を令和3年度額に据え置く。 また、令和5年度においては物価高騰など経済状況が不安定である ことから、令和4年度額に据え置く。		
(介護)	平等割(割合)	5,850円(15%)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一			
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一			
3 保険料の減免基準		据え置き	据え置き	一部改訂 (独自減免有)	一部改訂 (独自減免有)	据え置き (独自滅免有)	据え置き (独自滅免有)	据え置き (独自滅免有)	統一	低所得者減免の基準として、所得が生活保護基準の1.5倍以下の世帯を対象としているが、平成30年度は据え置きとし、以後毎年倍率を下げる。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大状況から低所得者の減免基準を令和2年度・3年度基準と同じ1.3倍以下の世帯に引き続き据え置く。また、令和5年度においては物価高騰など経済状況が不安定であることから、令和4年度と同基準の1.3倍以下の世帯に据え置く。令和6年度は、廃止する。		
4 仮算定の有無		仮算定無し	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一			
5 本算定の時期		6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一			
6 納期数		10ヶ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一			
7 一部負担金の減免基準		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一			

上記のとおり提出します。

令和 6年 1月25日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 交野市

代表者名 山本 景 印

	区分	項目	対象額	第1年次	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次	最終年度	合計
				平成30年度					令和5年度	令和6年度	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
保険料収納不足のため	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	<u> </u>	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
累積赤字補填のため		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
医療費の増加		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
後期高齢者支援金等		解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	İ	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
3公債費等、借入金利息	国府	解消率	_								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
高齢者療養費貸付金	国府	解消率	_								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
)保険料(税)の負担緩和を図るため	国府	解消率	_	0							
S PRINCIPLE OF STATE		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
③地方単独の保険料(税)の軽減額	国府	解消率	-	0	0	0	0	0	0	<u> </u>	
2/2/1 - 1X0/ N/X/11 (1/L) 0/11// CR		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
①任意給付に充てるため	国府	解消率	-	0	0	0	0	0	0		
グロボルコールでもため	国 府				-						
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
①保険料(税)の減免額に充てるため	府	解消額	-	U	0	0	0	U	U	0	
世界(代)の減免領に元(るだめ)		解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
)	府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
的納税報奨金(納付組織交付金等)		解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
S-14 A 7+ 1		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
基金積立	府	解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
その他(一部負担減免額の補填)	填) 府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
8その他(多子世帯支援奨励金)	府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
9その他(解消すべきもの)	府	解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	